

石巻市イクボス宣言企業登録実施要領

(目的)

第1条 この要領は、イクボス宣言を行った企業等を市が登録し、その取組を広く公表することにより、企業等におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和をいう。）の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「企業等」とは、市内に本社又は事業所があり、市内において事業活動を行い、代表者のほか、正規社員等を2人以上雇用している企業又は団体をいう。

(登録申込)

第3条 登録を受けようとする企業等は、石巻市イクボス宣言企業登録申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、いしのまきイクボス宣言書（様式第2号）、誓約書（様式第3号）のほか、関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(登録要件)

第4条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、次の各号に掲げる事項について審査を行うものとする。

- (1) 企業等の代表者がいしのまきイクボス宣言書により宣言を行っていること。
- (2) 石巻市イクボス宣言企業登録申込書及びいしのまきイクボス宣言書に記載の内容並びにイクボス宣言時の写真及び取組内容を公表することに同意すること。
- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）等の関係法令を遵守していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっていないこと、及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (5) 石巻市の男女共同参画社会の実現に向けて協力ができること。

(登録)

第5条 市長は、前条の規定により審査した結果、その内容が登録要件を満たしていると認めるときは、石巻市イクボス宣言企業として決定し、石巻市イクボス宣言企業登録台帳（様式第4号）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録を行った場合は、第3条の規定による申込みを行った企業等に石巻市イクボス宣言企業登録通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(登録期間)

第6条 前条第1項の規定による登録の有効期間は、登録した日の属する年度を含め3年度とする。

(登録の変更)

第7条 第5条第2項の規定による通知を受けた企業等（以下「登録企業」という。）は、登録内容に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、石巻市イクボス宣言企業登録変更届出書（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

（登録の辞退）

第8条 登録企業は、登録を辞退しようとするときは、石巻市イクボス宣言企業登録辞退届出書（様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（登録の更新）

第9条 登録企業は、登録の継続を希望するときは、市長が指定する期日までに石巻市イクボス宣言企業登録更新申込書（様式第8号）に必要事項を記入し、誓約書を添えて市長に提出するものとする。

（登録の抹消）

第10条 市長は、登録企業が第4条各号に掲げる登録要件を満たさないことが明らかになったときその他登録企業として適当でないと認められるときは、登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該企業等に石巻市イクボス宣言企業登録抹消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（登録企業の広報）

第11条 市長は、登録企業の名称や取組を市のホームページ等の広報媒体を利用して広報するものとする。

2 市長は、登録企業について広報を行うことがふさわしくない事由があると認められるときは、当該広報を休止することができる。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年8月20日から施行する。